

高知県

メス猫の不妊手術費を一部助成します。

高知県では、猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすために、メス猫の不妊手術費の一部を助成します。



対象猫と県が負担する額

※高知市内において飼育している又は生息しているメス猫は対象外です。

- ・飼い猫……………1匹につき 6,000円
【高知県内において飼育しているメス猫】
- ・飼い主のいない猫…1匹につき 10,000円
【高知県内で生息する飼い主のいないメス猫のうち、申請者が地域環境の改善の取り組みを行う猫】

申請書受付期間

令和2年4月6日(月)～令和3年2月26日(金)

※受付は、月～金曜日(ただし、祝祭日を除く)の勤務時間内(8:30～17:15)となります。
※この期間でも予算がなくなり次第受付終了となります。

◎注意事項

- 対象となる猫は、この事業を利用してこれから不妊手術をしようとするメス猫が対象となります。すでに不妊手術をしているメス猫は対象となりません。
- 飼い主のいない猫については、不妊手術済みであることが分かるように手術時に耳に※V字カットを施します。
- 申請書は必ず持参してください。持参以外(郵送やFAX等)の申請は受け付けできません。
- 不妊手術は県が指定する動物病院から選んで受けてください。



◎申請方法

- 申請書に必要事項を記入し、**猫の生息地を所管する福祉保健所**に運転免許証等本人確認ができる書面と一緒に持参してください。
- 申請書は各福祉保健所、県食品・衛生課で配布しています。また、食品・衛生課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>)からもダウンロードできます。

手続きの流れ

◎申請者

- 申請書に必要事項を記入し、猫の生息地を所管する福祉保健所に運転免許証等本人確認ができる書面と一緒に持参する。
※持参以外（郵送、FAX等）の申請は受け付けできません。
※飼い猫のみ代理申請ができます。
※飼い主のいない猫については、生息地を明示した地図も提出してください。



◎福祉保健所

- 申請書に記入漏れ等不備がないこと及び本人確認できる書面で本人の確認をしたうえで受理する。



◎食品・衛生課

- 申請書を審査し、決定通知書及び不妊手術依頼書（以下「依頼書」という。）を申請者に送付する。



◎申請者

- 依頼書を不妊手術を受ける動物病院に提出し、不妊手術終了後、動物病院が規定する不妊手術の料金から県が負担する額を差し引いた額を支払う。
※不妊手術を受ける動物病院は県が指定する動物病院から選んでください。
※依頼書に明記されている有効期限までに不妊手術を受けてください。
有効期限が切れた依頼書は無効となります。
※手術開始後、すでに不妊手術を受けていたことがわかった場合や、何らかの理由でその猫に不妊手術ができない場合は県からの負担はありません。
全額自己負担となります。

詳しくは、お近くの福祉保健所又は食品・衛生課までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

安芸福祉保健所:0887-34-3173	須崎福祉保健所:0889-42-1999
中央東福祉保健所:0887-53-3190	幡多福祉保健所:0880-34-5119
0887-53-3171	0880-35-5979
中央西福祉保健所:0889-22-2588	食品・衛生課:088-823-9673

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>